

## 高松版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 高松版図柄入りナンバープレートを活用した地域振興及び観光振興に必要な事項を協議するため、地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（令和5年2月）第6章I、及び地方版図柄入りナンバープレートの導入済み地域への導入要綱の適用について（令和5年2月10日国自情第301号）2（4）に規定する協議会として、高松版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関し協議するものとする。

- (1) 高松版図柄入りナンバープレートに係る寄付金の使途の選定に関すること
- (2) 高松版図柄入りナンバープレートの普及促進に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織等)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、高松市政策局長の職にある者を、副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、次の第1号から第2号までに掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 香川運輸支局職員

### (任期)

第4条 前条第5項第1号から第2号までに掲げる委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。